関西サイクルスポーツセンター　キャンプ場施設利用約款

2024（令和 6）年 2 月 1 日

第 1 条（適用範囲）

1 当キャンプ場が利用されるお客様との間で締結する施設利用契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2　当キャンプ場が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項に規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第 2 条（施設利用の予約と申し込み）

1 当キャンプ場のキャンプエリアを利用しようとするお客様は、利用開始日の 3 日前までに次の事項を関西サイクルスポーツセンターまたは当キャンプ場に申し出て予約していただきます。その時点で施設利用契約の申し込みがあったものとして処理します。

（1）責任のある代表者名及び住所、電話番号、団体名

（2）利用人数

（3）利用日、到着予定時刻及び泊数

（4）宿泊利用のコテージ、バンガロー、ジャンボハウスの利用棟数

（5）バーベキューエリアの利用卓数

（6）利用料金（原則として別表第 1 の基本利用料金による）

（7）高校生または、18 歳未満で保護者が参加しない場合は該当参加者それぞれの保護者の承諾(承諾書は利用日当日にフロント(受付)に提出)

（8）前項の申出内容に変更が生じた場合、お客様は速やかに変更後の内容を当施設に申し出るものとします。

(9) その他当キャンプ場が必要と認める事項

2 当キャンプエリアを利用しようとするお客様であって、予約のないお客様も、施設に余裕があり、当キャンプ場が利用を認める場合には、予約申し込みがなくても第 8 条における施設利用登録時において施設利用契約の申し込みがあったものとして処理します。

3 宿泊利用客が、利用中に 1―(3)利用日を超えて宿泊利用の継続を申し入れた場合、当キャンプ場は、その申し出がなされた時点で新たな利用契約の申し込みがあったものとして処理します。

第 3 条（施設利用契約の成立）

1 施設利用契約は、当キャンプ場が定める方法（ホームページ、予約サイト、電話予約、直接来場）での予約申し込みが完了し、予約番号が発行された時点で成立するものとします。ただし、当キャンプ場が承諾をしなかったことを証明したときはこの限りではありません。

2 次の各号に定める事由に該当する場合、当キャンプ場は当該お客様にかかる申し込みを、実際には利用する意思がないにもかかわらず申し込みがなされたものとして取り扱うことができるものとします。その場合、利用契約を解除し、その時点での違約金を申し受けます。

（1）前条 1 項に基づき申し出のあった連絡先への連絡を試みても、宿泊及び日帰り利用日当日のパーク営業終了までに連絡が取れなかったとき。

（2）当キャンプ場からの連絡を拒否されたとき。

第 4 条（施設利用の拒否）

当キャンプ場は、次に掲げる場合、もしくはお客様の行為が認められる場合において、施設利用契約に応じないことがあります。

1 施設利用の申し込みがこの約款によらないとき。

2 満員（棟、卓）により施設の余裕がないとき。

3 施設利用しようとするお客様が利用に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められたとき。

4 土下座等の社会的相当性を欠く方法による謝罪を求める行為

5 正当な理由なく自身の宿泊棟に隣接する棟に宿泊客を入れないことを求める行為

6 特定の者にのみ応対をさせる、または特定の者を出勤させないことを求める行為

7 対面や電話、メール等で長時間にわたり叱責、または不当な要求を行う行為

8 宿泊利用者が高校生または 18 歳未満で保護者が参加しない場合。

9 施設利用しようとするお客様が、伝染病であると明かに認められるとき。

10 施設利用に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。宿泊料の不当な割引や不当な慰謝料、不当な部屋のアップグレード、不当なレイトチェックアウト、不当なアーリーチェックイン、契約にない送迎など他の宿泊者に対するサービスと比較して過剰なサービスを行うよう求める行為。

11 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により施設利用させることが出来ないとき。

12 利用しようとするお客様が、以下の各号の一に該当するとき

（1）泥酔し、又は言動が著しく異常で、他の利用者に迷惑を及ぼす恐れがあると認められる場合や泥酔客が長時間にわたる介抱を求める行為

（2）著しく不潔な身体又は服装をしているため、他の利用者に迷惑を及ぼす恐れがあると認められる場合。

（3）当施設又は当従業員に対し、暴力的要求を行い又は合理的範囲を超える負担を要求した場合。

13 利用しようとするお客様が、以下の各号の一に該当するとき

（1）施設利用しようとするお客様が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者その他反社会的勢力であると当キャンプ場が認める場合

（2）施設利用しようとするお客様が、暴力団、暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であると当キャンプ場が認める場合
（3）施設利用しようとするお客様が法人で、その役員のうちに暴力団等（暴力団等反社会勢力）に該当する者がいる場合。

第 5 条（施設利用するお客様の契約変更権）
1 施設利用のお客様は、当キャンプ場に申し出て施設利用契約を変更することができます。
2 当キャンプ場は、施設利用のお客様がその責めに帰すべき事由により契約の全部又は一部を変更した場合は 3 日前までは違約金無しで変更を申し受けます。2 日前からは別表第 1－宿泊(1)・日帰り(1)、別表第 2 に掲げるところにより、違約金を申し受けます。
3 当キャンプ場は、施設利用の変更が 2 回目以降での施設利用契約解除の場合は今回と前回までの各変更時点での日数が別表第 1－宿泊(1)・日帰り(1)、別表第 2 に掲げるところにより、違約金が発生している場合はその合計を申し受けます。

第 6 条（施設利用するお客様の契約解除権）
1 施設利用のお客様は、当キャンプ場に申し出て施設利用契約を解除することができます。
2 当キャンプ場は、施設利用のお客様がその責めに帰すべき事由により契約の全部又は一部を解除した場合は別表第 1－宿泊(1)・日帰り(1)、別表第 2 に掲げるところにより、違約金を申し受けます。
3 当キャンプ場は施設利用のお客様が、連絡をしないで利用当日のパーク営業終了時刻になっても到着しないときは、その契約は施設利用のお客様により解除されたものとみなし処理することがあります。この場合、違約金は全額とします。

第 7 条（当キャンプ場の契約解除権）
1 当キャンプ場は、次に掲げる場合おいては、第 8 条における施設利用登録後であっても施設利用契約を解除することがあります。
（1）第 4 条 3 から 13 までに該当することとなったとき。
（2）当キャンプ場が別に定める利用規則の禁止事項に従わないとき。
2 当キャンプ場が前項の規定に基づいて施設利用契約を解除したときは、その利用料等の料金は返還いたしません。

第 8 条（施設利用の登録）
1 施設利用のお客様は利用日当日、当キャンプ場の受付事務所内フロント（受付）において、次の事項を登録、書類の提出をしていただきます。(大阪府条例等で定める事項)
（1）責任のある代表者の氏名及び住所、年齢、電話番号、団体名の登録
（2）外国人にあっては、国籍、旅券番号

（3）利用人数の登録、代表者以外の氏名
（4）出発日の登録
（5）利用規則確認の登録
（6）その他当センターが必要と認める事項の登録
（7）高校生または、18 歳未満で保護者が参加しない場合は該当参加者それぞれの保護者の承諾書を提出していただきます。(学校団体を除く)

2 施設利用のお客様が第 12 条の料金の支払いをクレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

第 9 条（利用規則の順守）
施設利用のお客様は当キャンプ場内においては、当キャンプ場が定めて場内に掲示した利用規則にしたがっていただきます。

第 10 条（施設の利用時間）
施設利用のお客様が当キャンプ場の施設を利用できる時間は次のとおりとします。ただし連続して宿泊利用する場合においては、到着日及び出発日をのぞき、宿泊棟は終日利用することができます。
（1）宿泊キャンプによる施設利用・・・・・15：00 から翌 9：30 まで
（2）日帰りキャンプによる施設利用・・・・10：30 から 14：00 まで

第 11 条（営業時間）
1 当キャンプ場の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は、備え付けパンフレット、各所の掲示、場内放送等でご案内いたします。
（1）受付事務所フロント（受付）のサービス時間
フロント（受付）サービス・・・・・・7：00 から 22：00 まで
（2）日帰り利用時間
日帰り利用バーベキューテーブル・・・10：30 から 14：00 まで
日帰り利用共同炊事場・・・・・・・・10：30 から 14：00 まで
（3）宿泊利用時間
チェックイン・・・・・・・・・・・・・15：00 からパーク営業終了まで
チェックアウト・・・・・・・・・・・・7：30 または 8：00～9：30 まで
宿泊バーベキューテーブル・・・・・・15：00 から 20：00 まで
宿泊利用共同炊事場・・・・・・・・・15：00 から 21：00 まで
温水コインシャワー・・・・・・・・・15：00 から翌 8：00 まで
2 前項の時間は、必要やむをえない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、

適当な方法を持ってお知らせします。

第 12 条（料金の支払い）

1施設利用のお客様が支払うべき利用料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2 前項の利用料金等の支払いは、通貨又は当キャンプ場が認めた、クレジットカード等これに代わり得る方法により第 8 条の利用施設の登録の際、フロント（受付）において行っていただきます。

3 当キャンプ場が施設利用するお客様に施設を提供し、利用が可能になった後、お客様が任意に利用しなかった場合においても、利用料金は申し受けます。

第 13 条（当キャンプ場の責任）

1 当キャンプ場は施設利用契約及びこれに関連する契約の履行にあたり、又はそれらの不履行により施設利用するお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当キャンプ場の責めに帰すべき事由によるものでないときはこの限りではありません。

2 当キャンプ場の施設内での盗難、破損、人身等の事故に関しては、施設の管理不備による場合のほかは、当キャンプ場は一切その責めを負いません。

第 14 条（契約した施設の提供が出来ないときの取り扱い）

1 当キャンプ場は施設利用するお客様に契約した施設を提供できないときは、お客様の了解を得て、できる限り同一条件の他の施設を斡旋するものとします。

2 当キャンプ場は前項の規定にかかわらず他の施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料をお客様に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、施設が提供できないことにおいて、天災等、当キャンプ場に帰すべき事由がないときは、補償料は支払いません。

第 15 条（預託物等の取り扱い）

施設利用するお客様の荷物・物品又は現金ならびに貴重品については、当キャンプ場では預託できません。各自で管理してください。ただし、当キャンプ場が了解したときに限ってキャンプ場の空きスペースに荷物を置いておくことは出来ますが、紛失、盗難、滅失、毀損等の損害が生じたときは、当キャンプ場は一切その責めを負いません。

第 16 条（施設利用するお客様の手荷物又は携帯品の保管）

お客様がチェックアウトした後、お客様の手荷物又は携帯品が当キャンプ場に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは当キャンプ場は当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。ただし、その指示の中で手荷物又は携帯品を

発送する場合は原則着払いになります。所有者の指示がない場合又は所有者が判明しない場合は、発見日を含め 7 日間保管し、その後最寄の警察署に届けるか、当キャンプ場が適切と考える方法により処分します。

第 17 条（駐車の責任）
施設利用するお客様が関西サイクルスポーツセンター内に車両を駐車される場合、関西サイクルスポーツセンター及び当キャンプ場は場所をお貸しするものであって、車両の保管責任まで負うものではありせん。また、駐車中の車の事故（破損、盗難等）について関西サイクルスポーツセンター及び当キャンプ場は一切その責めを負いません。ただし、駐車場の管理に当たり、関西サイクルスポーツセンター及び当キャンプ場の故意又は過失によって損害を与えた場合は、その賠償の責めに任じます。

第 18 条（お客様の責任）
お客様の故意又は過失により当キャンプ場が損害を被ったときは、当該お客様は当キャンプ場に対し、その損害を賠償していただきます。

第 19 条（インターネット通信の使用）
1 当キャンプ場内でのインターネット通信の利用にあたっては、お客様自身の責任において行うものとします。利用中のシステム障害その他理由によりサービスが中断し、その結果お客様がいかなる損害を受けた場合においても、当キャンプ場は一切の責任を負いません。
2 インターネット通信の利用に際し、当キャンプ場が不適切と判断した行為により当キャンプ場及び第三者に損害が見込まれる場合、又は生じた損害についてはその損害相当額を申し受けます。

第 20 条（利用エリアへの入場について）
当キャンプ場は次の各号に定め場合において、お客様のチェックイン後であってもお客様の許可なく利用することがあります。
1 清掃等、各種サービスを提供するとき。
2 法令の規定、利用規則、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
3 警察・消防の指導に従い、必要と判断されたとき。
4 建物・設備の保全上必要があると判断されたとき。
5 お客様の安否確認・安全確保のため必要と当キャンプ場が判断したとき。

第 21 条（お客様への情報確認について）
当キャンプ場はお客様へサービスを提供するため、次の事項について、電話、メール、施

設ご利用時、又はその他適当な方法をもって確認をすることがあります。
1 予約内容
2 氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の個人情報
3 その他、当キャンプ場が必要と認める事項

第 22 条（約款等の変更）
当キャンプ場は以下の場合に、当キャンプ場の裁量により、約款等を変更することができます。
約款等の変更が、宿泊客の一般の利益に適合するとき。
約款等の変更が、宿泊契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
約款等の変更は、変更後の規定の内容を、当キャンプ場所定のウェブサイトその他に掲載又は掲示し、掲載又は掲示の際に定める効力発生日から適用されるものとします。

別表第１：利用料金等の内訳

宿泊キャンプによる施設利用のお客様が支払うべき総額	(1) 宿泊棟利用料金(基本料金) （ｺﾃｰｼﾞ、ﾊﾞﾝｶﾞﾛｰ、ｼﾞｬﾝﾎﾞﾊｳｽ等代金）
	(2)宿泊 BBQ テーブル及びその他の利用料金 (3)備品・燃料代金及び飲食材料金
日帰りキャンプによる施設利用のお客様が支払うべき総額	(1)日帰り BBQ テーブル利用料金（基本料金）
	(2)その他の利用料金 (3)備品・燃料代金及び飲食材料金

備考：各利用料は、パンフレット及び場内に掲示する料金表によります。

別表第２：違約金申し受け規定

（1） 施設利用

	取り消しの通知を受けた日			
利用契約施設	20 日前から	10 日前から	当日	不利用
宿泊キャンプ	30%	50%	100%	100%
日帰りキャンプ	30%	50%	100%	100%
ｷｬﾝﾌﾟファイヤー	0%	30%	100%	100%

（注）1.%は基本料金に対する違約金の比率です。

2.複数棟の予約時において棟数を減らされるときは、通知を受けた日に該当する違約金が、減らす棟数分、発生いたします。

3.連泊予約において、すべての利用日を取り消した場合または日数を短縮した場合の違約金については、通知を受けた日に該当する違約金が、減らす棟数分発生いたします。

4.キャンプファイヤーについて、当センター都合（天候等）の中止の場合のみ違約金は発生しません。

（2）飲食材

	7 日前から	2 日前から	当日	不利用
BBQ 食材	30%（団体）	30%	100%	100%
カレー食材	100%	100%	100%	100%

（注）%は飲食材料費に対する違約金の比率です

関西サイクルスポーツセンター　キャンプ場施設利用規則　　2024（令和 6）年 2 月 1 日

当キャンプ場ではお客様に安全でかつ快適にご利用いただくために、下記のとおり施設利用規則を定めておりますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。この規則をお守りいただけない場合は、やむを得ずご宿泊又は当キャンプ場内諸施設のご利用をお断りさせていただくこともございます、又、場合によっては損害をご負担いただくこともございますので、特にご留意くださいますようお願い申し上げます。

（1）博打及び風紀を乱すような行為、声高放歌や喧騒な行為、その他で他人に嫌悪感を与える行為や迷惑になるような言動はおやめください。

（2）施設内の諸設備、諸物品を所定の場所、用途以外にご使用になることはおやめください。又外来者を施設内に引き入れ、諸設備、諸物品などを使用させたりすることはおやめください。

（3）直火の取り扱いは BBQ テーブルか共同炊事場でのみ行ってください。

（4）スミ・マキの消火はスタッフの指導に従い、また「キャンプ場利用のご案内」や各所の掲示を見て行ってください。

（5）キャンプファイヤー（要予約）は当キャンプ場が設置した場所でのみ行ってください。
※21 時までに終了、天候等諸条件により中止させていただく場合があります。

（6）花火は手持ちのみ可、所定の場所で 21 時までに終了していただきます。

（7）スミ･マキ･ガスコンロ・ボンベ等燃料、蚊取り線香（電池式は可）、ロウソク、ガス･石油ランプ、爆竹等火気類一切や電気炊飯器、電気プレート、電気コンロ等の電気調理器具の持込は禁止です。

（8）たき火は出来ません。

（9）火災の原因となるような行為はおやめください。

（10）タバコは指定の場所（喫煙所）でのみ喫煙してください。それ以外の場所は当キャンプ場を含む関西サイクルスポーツセンターは禁煙となります。

（11）コテージ内では付属の IH コンロ以外の火気の使用はおやめください。

（12）バンガロー・ジャンボハウス内での火気の使用はおやめください。

（13）宿泊棟内のコンセントは携帯電話等の弱電での使用とし、800ｗ以上の電気機器の重複使用はおやめください。

（14）毛布、備品の貸出・返却は管理棟で受付いたします。毛布は折りたたんでから、備品は洗ってから返却してください。

（15）ゴミ類はスタッフの案内または「キャンプ場利用のご案内」にしたがって、分別廃棄をお願いします。なお食材や生ゴミは放置しますと、カラスや動物によって荒らされる恐れがありますので特に注意し、放置しないようにしてください。また、周辺にゴミを捨てないようにしてください。

（16）コテージ、バンガロー、ジャンボハウスは棟内掲示の使用上の注意をあらかじめご確認ください。

(17) コテージ、バンガローのロフト(2 階)はお荷物置場としてご利用ください。
(18) コテージ、バンガロー、ジャンボハウスは靴を脱いでください。土足厳禁です。
(19) ご滞在中の棟からお出かけになられる節には、施錠をご確認ください。また、鍵を紛失された場合には 3,500 円の補償金をいただきます。
(20) バンガロー、ジャンボハウスには水道設備はございません。調理、洗面等は共同炊事場で行ってください。
(21) アトラクション営業終了後はキャンプ場以外は警備区域になります。また、営業終了後約 1 時間後には駐車場の門扉が閉まりますので当センターへの人や車等の出入りはできませんので夜間はキャンプ場でお過ごしください。
(22) 当キャンプ場へはペット同伴は出来ません。
(23) 当キャンプ場ではテント設営は出来ません。なおタープ等をご使用の際は、隣接している棟にご配慮ください。
(24) 車中泊はおやめください。また、当キャンプ場に隣接しているサイクリングコースは施設管理用車両や緊急車両以外は通行できません。
(25) 当キャンプ場は「金剛生駒紀泉国定公園」の地域に指定されていますので動植物の採取や指定箇所以外への侵入はおやめください。
(26) 当キャンプ場では、場内での盗難、破損、人身等の事故に関しては、施設の管理不備による場合のほかは、一切その責めを負いません。ご自身で責任の取れない方を代表者として施設をご利用いただくことはご遠慮ください。